平成27年度事業計画

暴追センターは、平成2年4月に県民会議として設立以来、県内の暴力団排除運動の中核的組織として、暴力団排除の広報啓発、地域や職域における暴力団排除活動の支援、暴力相談及び不当要求防止責任者講習の実施等の各種活動を推進して暴力団からの被害の防止並びに県民の暴力団排除意識の高揚を図るなど、多くの成果を挙げてきた。しかし、こうした活動や警察の厳しい取締りにもかかわらず、県内には未だ約800人の暴力団員が存在し、近年は、みかじめ料の徴収、恐喝等の伝統的な資金源や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠し、企業経済活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させるなど、不透明化、多様化、巧妙化の様相をより一層強め、県民生活や社会経済活動に多大な不安と脅威を与えている。特に、本県では、東日本大震災の復旧・復興事業からの暴力団排除が大きな課題となっている。

このような現状から、当センターの存在意義と果たす役割は極めて大きく、暴力団排除の推進母体として、警察や関係機関・団体との緊密な連携の下、暴力団排除の広報啓発、暴力相談及び不当要求防止責任者講習の各事業に重点を指向しつつ暴力団排除のための次の事業を推進する。

なお、事業を進めるに当たっては、財政状況が厳しい中で事業活動費の有効活用を図るため、業務の効率化を進めることとしている。

事 業 名	実施事項	実	施	内	容
 知識の普及及び広報啓発事業 暴対法第32条の3第2項第1号 定款第4条第1項第1号 	(1) 広報誌などの作成活用	向態止意・・・・・等ににいて、等に識・・・・・等にににいるる別力力種国成るる用ム当紹す高関力力種国成るる用ムサインの場がである場話追追暴セし配大すべ	求し知に「放放追ン、布会る一のて識資すポカチタ賛の、。ジ内、のすくスレラー助ほ会に容暴普るらタンシ資会か議よると力及たむーダ、料員、、る	を団とめ」 ーリ 、各研 広がよ民 フ 公域会 なばら	暴力団、大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 力 切 が よ 力 切 が よ う り が り た り た り り た り た り た り た り た り た り

応要領、不当要求防止責任者講習会の開催案内、 暴排ビデオ・DVDの無料貸し出しなど暴力団 員による被害の防止等の各種広報をタイミング よく行い、暴力団からの被害の防止に努める。

ウ 暴追センターニュースの発行

賛助会員等に対し、不当要求への対応要領や 最新の全国における暴力団対策に関する情報等 を記載した暴追センターニュースを定期的(毎 月) に発行し、メール送信、ファックス送信及 び郵送により配信して暴力団排除意識の高揚と 暴力団からの被害の防止に努める。

(2) 県民大会の 開催

第26回暴力団根絶福島県民大会を10月19日にい わき市のいわき芸術文化交流館「アリオス」で各 地域、職域等の暴力団排除団体関係者及び一般市 民等から幅広く参加を得て開催し、第1部では暴 力団根絶活動に功労のあった団体及び個人に対す る表彰並びに暴力団追放三ない運動推進の大会宣 言の採択、第2部では暴力団排除に関する講演等
 を行い、県民の社会全体による暴力団排除気運の 高揚を図る。

(3) 企業対象暴 広報

企業対象暴力、行政対象暴力等の対策のため、 力、行政対象各企業や関係機関と連携を強化するとともに、被 暴力等の排除|害防止のための資料等の作成、配付を行うほか、 要請に応じて出前講習を実施して、暴力団からの 被害防止と関係者の暴力団排除意識の高揚を図る。

(4) 暴追センタ アップ

暴追センターの活動が広く県民に認知され、県 一の認知度の 民が必要に応じて暴追センターを気軽に活用でき るよう各種講演会、研修会、不当要求防止責任者 講習などにおいて広報する。

また、県内地元新聞2紙に

- 暴力団員等に対する基本的な対応要領
- 〇 暴力相談
- 暴力団追放三ない運動
- 賛助会員

等を内容とする記事と当センター名、所在地、電 話及びFAX番号を掲載して広報を行う。

2 民間の暴力排 (1) 暴力団排除 ア 地域、職域などにおける民間の暴力団排除組 除組織活動支援 活動に対する 織の結成、活動方法に関する相談に応じるとと 支援活動 もに、同組織の充実と活性化を図るための研修 事業 会等を開催する。 暴対法第32条の イ 各市町村で組織されている地域、職域の暴力 3第2項第2号 排除団体の行う活動に対し、暴力団排除活動の · 定款第4条第1項 指導、情報提供・情報交換を行うとともに、一 第2号 層の連携強化を図り、自主活動を促進する。 ウ 暴力団排除の知識の普及を図るため、地域、 職域の暴力団排除組織に対し、関係資料を作成、 配布するとともに、地域及び職域の実情に即し た暴力団排除活動の支援及び助成を行う。 エ 暴力団組事務所の撤去や暴力団組事務所の進 出阻止のため、活動への支援及び助成を行う。 県内の福島地区、郡山地区、須賀川地区、白河 (2) 暴排パトロ ール活動への 地区、会津若松地区、いわき中央地区、いわき東 支援 地区、南相馬地区の8地区における暴力団排除重 点モデル地区の活動支援として、活動ニーズ等広 報資料の作成、その他必要な助成を行い活動の促 進を図る。 (3) 祭礼等から 暴力団の資金源となっている暴力団関係者の露 暴力団露店商|店の出店を排除するため、方部祭礼商業協議会、 の排除活動 地域祭礼協議会等との連携強化を図るとともに、 総会等に出席するなどして情報交換を行い、具体 的な協力を要請して、祭礼等からの暴力団排除に 努める。 各市町村等地域・職域で開催される各種の暴力 (4) 講演活動 団排除に関する大会、研修会等における講師派遣 等の支援を行う。 3 暴力団に関す (1) 暴力相談活 ア 暴力相談に関し、機関誌、ホームページ等に よる広報を徹底し、相談活動の積極化を図る。 る相談事業 動 イ 面談、電話、メール等による相談体制を充実 し、必要な指導・助言を行うほか、事案内容を ・ 暴対法第32条の

3第2項第3号

的確に判断し事案によっては警察への通報、弁

第6号 ・ 定款第4条第1項 第3号・第6号		護士の紹介など、関係機関との連携を密にした 適切な処理(解決)を図るとともに、結果の確 認にも努める。
	(2) 民暴110 番協定の効果 的活用	ア 県弁護士会民事介入暴力対策委員会、警察本部と連携し、民暴110番協定に基づく対策会議を開催して意見の交換及び情報の交換を行い、民事介入暴力事案に対する対策を強化する。 イ 民事介入暴力事案については、積極的に「民暴110番協定」を運用し、被害防止と被害の早期回復を図る。
	(3) 組事務所使 用差止請求の 代行訴訟活動	
する暴力団の排 除事業	(1) 広報啓発活 動	暴力団の実態、暴力団対応要領及び少年に関する福島県暴力団排除条例の概要等を記載した広報 啓発資料を関係先へ配布するなどし、少年に及ぼ す暴力団の影響の排除活動を推進する。
・暴対法第32条の 3第2項第4号・定款第4条第1項 第4号	(2) 関係機関と の連携による 対策の推進	ア 暴力団の少年に及ぼす影響を排除し、少年を 暴力団から守るための相談に応じ、警察本部少 年課、同交通指導課等の関係機関との連携の下、 関係者に対する研修、講習を行う。 イ 少年サポートセンター等の関係機関と連携し、 少年の暴力団関連相談の迅速、適正な処理を図 る。
5 暴力団からの 離脱者援助活動・ 暴対法第32条の 3第2項第5号・ 定款第4条第1項	(1) 暴力団社会 復帰対策協議 会活動等の推 進	するため、関係機関との連携を強化するととも

第5号		者の更生を支援する。
	(2) 暴力団離脱 者の保護対策	
	(3) 暴力団離脱 者雇用給付金 支給事業	当センターの相談に係る離脱者を継続して3ヶ 月以上雇用した企業等に対して、関係規程に基づ き助成金を支給する。
 6 責任者講習 ・暴対法第32条の 3第2項第7号 ・定款第4条第1項 第7号 	(1) 受講者の拡 大	講習は、5月から翌年2月にかけて、福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市及び南相馬市の借り上げ各施設の6会場において、公務員、理容・美容業、小売業・コンビニ、建設業、産廃業、ゴルフ場の業種を中心に25回実施するほか、必要に応じて積極的に臨時講習を実施する。本講習は、暴力団からの不当要求による被害を防止するために必要不可欠なものであることから、その旨を機関誌、ホームページ等により広く広報するほか、受講対象業界に対して受講要請をして受講者の拡大を図る。
	(2) 受講者のニーズに応える 帯習の実施	暴力団等反社会的勢力の実態を的確に把握して 実施するほか、講習25回のうち6回(各会場1回)は、受講者から好評を得ている民暴110番協定を締結している県弁護士会民事介入暴力対策 委員会所属の弁護士による講話を継続導入して行う。また、受講者へのアンケート調査を実施し、 講習内容及び当センターへの意見要望を把握して 受講者のニーズに応え、充実した講習を実施する。
	(3) 相談委員に 対する教養の 実施	全国暴追センターが開催する相談委員を対象と した研修会等へ参加させ、相談委員の質の向上を 図るほか、警察本部との連携を密にし、講習の充 実を図る。
	(4) 資器材の整 備	受講者から分かりやすいと導入要望が多いビデオ研修を、より充実して実施するため、講習用のDVDを新規購入するなど講習業務に使用する資

		器材の整備を図る。
被害者救済事業 ・暴対法第32条の 3第2項第9号	(1) 訴訟費用等 の貸付事業	暴力団員から受けた物的被害の修復費用、暴力団関係者との契約解除に要する費用、暴力団組事務所の撤去などの訴訟費用等について無利子での貸付を行う。
	(2) 見舞金支給 事業	暴力団員による不当な行為による傷害事件等の 被害者及び物的損害の被害者に対して見舞金を3 給する。
8 少年指導委員 に対する研修事業 ・ 暴対法第32条の 3第2項第10号 ・ 定款第4条第1項 第10号		警察本部少年課が行う県北、県南、会津及びいわきの各方部における少年指導委員等に対する研修会、講習会に出席し、少年に対する暴力団の影響力を排除するため、暴力団情勢や法律知識、影例紹介等の研修を行うほか、資料を提供し、少年指導委員等の活動を支援する。
 9 暴力団対策の 調査研究事業 ・ 暴対法第32条の 3第2項第8号 第11号 ・ 定款第4条第1項 第8号・第11号 	(1) 調査、資料 収集	ア 全国暴追センター、警察本部等関係機関・医体、公刊誌等幅広い分野から暴力団の動向等の資料を収集調査、分析、作成する。 イ 犯罪防止事業の一環として、暴力団員等反社会的勢力排除のため、不当要求情報管理機関の事業に関し、情報提供等の援助事業を行う。
	(2) 暴力団根絶 モニター活動	ア 暴力団根絶モニターに対する研修及び情報を 換を行い、地域における暴排活動のリーダーで しての意識付けと資質の向上に努めるとともに 本制度の趣旨を徹底して活動の活性化を図り、 暴力団根絶に寄与する活動に努める。 イ 暴力団排除に関する地域住民の要望・意見を 把握するための活動を活発化する。
	(3) 関係センタ 一等との連携	ア 全国暴追センター及び各県の暴追センターでの連携を強化し、暴力団情報や活動状況等に関する情報交換を行い、事業運営に反映させる。 イ 全国暴追センターの主催する各種会議、研修

会に参加、出席するほか、日弁連が開催する会 議等にも積極的に参加して事業の充実を図る。